

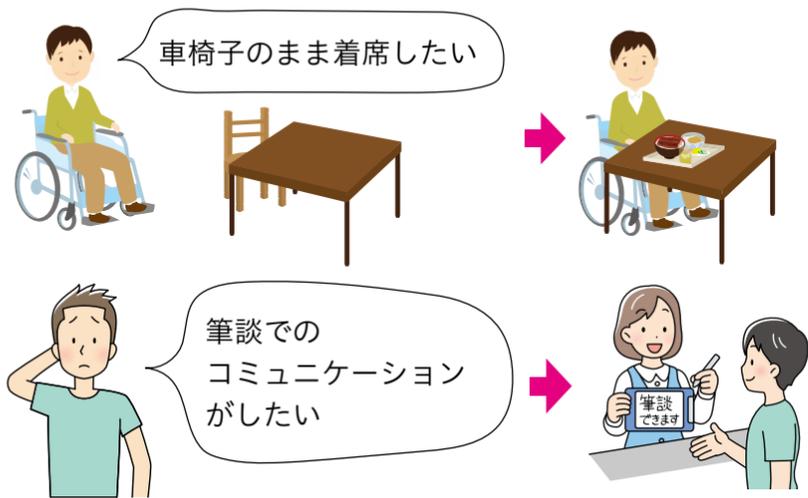
● 障害のある方への「合理的配慮」を知っていますか

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）をご存じですか。この法律では、障害のある方への差別を解消するため、**不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供**が定められています。

問 障害施策推進課（☎280-2001 FAX228-8918）

合理的配慮の提供とは（今年4月から事業者も義務化）

障害のある方から、社会にあるバリアを取り除く対応を必要としている意思が示された時、過度な負担にならない範囲で対応することです。障害のある方と話し合い、調整することが大切です。



不当な差別的取扱いとは

障害のある方に対して正当な理由なく、サービスの提供などを拒否する・場所や時間を制限する・障害のない方に付けない条件を付けるなど、障害のある方の権利利益を侵害することを禁止しています。

【具体例】

- ・障害を理由に入店を拒む
- ・本人を無視し、介助者だけと会話
- ・障害のある方向けの物件はないと言って対応しない



相談できます

障害を理由とする差別で困った時の相談窓口を設置しています。まずはご相談ください。

【相談窓口】
障害施策推進課 権利擁護係
☎280-2001 FAX228-8918



障害施策推進課職員

● カーブミラーなどの破損を発見したら連絡を

今年5月、根元が腐食したカーブミラーが強風で倒れ、人に接触する事故が他市で発生しました。道路に設置しているカーブミラーや照明灯などの破損、不具合を発見したら、連絡してください。

カーブミラーなどの破損を発見したら

亀裂や穴があると危険です。触らずに右記まで連絡してください。

- 主な破損・腐食の原因
- ・経年による劣化
 - ・動物の尿によるさび
 - ・車などの接触による変形



- 堺・西区は西部地域整備事務所（☎223-1600 FAX223-6767）
 - 東・北・美原区は北部地域整備事務所（☎258-6782 FAX258-6843）
 - 中・南区は南部地域整備事務所（☎298-6572 FAX291-4390）
- 堺市建設局LINE（QRコード）からも通報できます。



このような状況を見つけたら教えてください



● 8月1日は「水の日」 安全でおいしい水を守るためにできること

8月は水の使用量が多い月です。地球上の水のうち、水道水として使える水はわずか0.01%です。安全でおいしい水を守るためにできることを考えてみませんか。

問 上下水道局お客様センター（☎0570-02-1132 FAX252-4132）

日本のように蛇口をひねるだけで安全で安心な水道水が使えるのは世界中で数十カ国だけとされています。

0.01%の水をきれいに保つためにできること

- ☞ 合成洗剤を必要以上に使わない
- ☞ 三角コーナーや排水口に水切り袋を付ける
- ☞ 食器の汚れを取ってから洗う
- ☞ 残った油は新聞紙にしみ込ませてから捨てる

安全な水道水を届けます

水質検査で徹底した品質管理を行っています。上下水道局は信頼性が高い水質検査機関として水道 GLP（優良試験所規範）に認定されています。



水質情報は
こちら

